

市立旭川病院保育所業務委託仕様書

委託者 旭川市病院事業管理者（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）
とは、市立旭川病院保育所業務委託に基づく内容については、本仕様書の定めるところによる。

1 施設の概要

- (1) 名 称 市立旭川病院保育所（通称名：たけのこ保育園）
- (2) 位 置 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院管理棟1階の一部
- (3) 施設種別 認可外保育施設
- (4) 構 造 鉄筋コンクリート造5階建
- (5) 施設規模 延床面積474.135㎡
- (6) 主要な室 保育室4、遊戯室1、職員室1、調乳室1、便所2、その他（屋外遊技場（屋外遊具（ブランコ、滑り台、ジャングルジム）設置））
- (7) 定 員 30名とする。
- (8) その他 保育所平面図は別添のとおり

2 委託の目的

市立旭川病院に勤務する職員の乳児及び幼児を保育するため、保育所を設置し、当該保育所を円滑に運営していくため。

3 業務委託の概要

(1) 業務内容

ア 日常業務

- (ア) 保育所の開閉、火気戸締り、防火等の管理に関すること。
- (イ) 保育する乳幼児の年齢に応じた保育及び保護（遊び、食事、ミルク、おやつ、午睡、排泄、手洗い、着替えの介助、おむつ交換、保育所の受入れから引渡しまでの保護、その他保育に必要な業務）。
- (ウ) 保護者との連絡調整、保育児童の持ち物等の管理。
- (エ) 保育日誌、連絡帳等書類の記入、整理。
- (オ) 保育所内の物品、おもちゃ等の管理、保育所室内外の整理、清掃。
- (カ) 施設の破損時の連絡、防犯、災害等安全に係る通報、連絡。
- (キ) その他施設内（屋外遊技場を含む。）の安全な管理運営

イ 年間業務

- (ア) 保育年度計画の作成、実施。保育する乳幼児の入所、受入れに伴う資料等の作成。
- (イ) 保育児童の年齢に応じたクラス分け。
- (ウ) 保護者との連絡、通知、面談の実施。

- (エ) 年間行事の準備、実施。なお、内容については甲、乙の協議の上で定める。
- (オ) 非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を月に 1 回行う。
- (カ) 保育児童の健康診断を年に 2 回、身体測定（身長、体重は毎月、胸囲は年 4 回）を行う。なお、保育児童の健康診断は市立旭川病院の小児科医師が行う。

(2) 保育の対象とする者

市立旭川病院に勤務し、勤務のため等で乳幼児の保育ができない者を保護者とする乳児から小学校入学の日までの子どもを対象とする。

(3) 保育児童の年齢構成

収容する保育児童の年齢構成は次のとおりとする。ただし、年齢ごとの定員を超えた場合でも保育児童全体で定員の 30 人を超えない範囲内であれば、甲、乙協議のうえ、受入れが可能であれば入所させることができる。

年齢	乳児	1、2 歳児	3 歳児	4 歳以上児	計
保育児童数	1 人	11 人	4 人	14 人	30 人

(4) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日から 4 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日とする。

(5) 開所時間

ア 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。午後 6 時 30 分以降に保育児童がいる場合、当該児が帰宅するまで最大で午後 9 時を限度に延長する。ただし、前項に規定する休日で、保育児童がいない場合は、休所とする。

イ アに該当しない場合は、保護者の申請により開所する。

(6) 保育時間

勤務形態	保 育 時 間
標 準	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
交代勤務 (A)	午前 5 時 15 分から午後 3 時 30 分まで
交代勤務 (B)	午前 6 時 15 分から午後 4 時 30 分まで
交代勤務 (C)	午前 7 時 15 分から午後 5 時 15 分まで
交代勤務 (D)	午前 10 時 15 分から午後 8 時 15 分まで
交代勤務 (E)	午前 11 時 15 分から午後 9 時 15 分まで
交代勤務 (F)	午後 3 時 45 分から翌日午前 9 時 00 分まで
交代勤務 (G)	午後 8 時 00 分から翌日午後 5 時 00 分まで
交代勤務 (H)	午後 3 時 45 分から翌日午後 5 時 00 分まで
週休日（平日）	午前 7 時 30 分から午後 5 時 45 分まで
週休日（休日）	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

※ 交代勤務の場合は、標準の保育時間との選択ができる。

※ パートタイム会計年度任用職員の保育時間は、それぞれ勤務時間に前後 45

分を含んだ時間とする。

※ 上記の保育時間以外でも、職員の研修、緊急呼び出し勤務に備えた自宅待機等にも適宜対応する。

(7) 保育の体制

ア 児童の保育を行う者（以下「保育士等」という。）は、保育士又は看護師が主に行い、必要に応じて補助者をつけることができる。なお、補助者については子育て支援員研修を終えた者が望ましい。保育士等の人数は、入所する乳幼児数に応じて、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第33条第2項に規定する数以上を配置する。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置する。

イ 保育所には、責任者として所長を置くこと。

ウ 保育の継続性を考慮し、保育士については原則として契約期間中の交代が生じないよう雇用に配慮すること。

エ 保育所に勤務する全ての職員の健康診断を年に1回する。

オ 乙は、保育士等の研修を実施し、充実した保育業務を行う。

(8) 病気等の児童の対応

ア 保育中の発熱等の場合

(ア) 保育中に児童が発熱等をおこし保育に耐えられないと判断した場合には、その旨を保護者に通知する。

(イ) 児童を市立旭川病院の小児科に受診させるか否かを保護者に判断させる。（受診の際は保護者が引率する。）

(ウ) 児童が市立旭川病院の小児科に受診した場合には、医師の意見を考慮して保育を継続するか否かを決定する。

(エ) 保育を継続すべきではないと決定した場合（市立旭川病院の小児科を受診しない場合を含む。）は、児童を速やかに引き取らせる。

イ 事故への対応

事故が発生した場合は、甲及び保護者へ連絡するとともに、速やかに適切な対応を行う。

ウ 与薬

保護者の申出に基づき行う。ただし、薬剤を1回分ごとに持参したもの（塗り薬等は除く。）で、飲ませ方等を記載した書面を添付したものに限る。

(9) 慣らし保育

入所の決定した者で慣らし保育を希望する者には、期間を定め、実施する。

(10) その他の基本的な条件

ア 保育所で使用する物品

- (ア) 乙は、甲が用意する別紙物品（保育関係・事務収納関係）を使用するものとし、その他必要な物品が生じた場合は乙が用意する。
- (イ) 乙は、保育所で使用する物品については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

イ 給食等

- (ア) 給食（朝食、昼食及び夕食）については希望する児童に限り、乙が提供し、その費用は保護者負担とし、乙が徴収する。

なお、保育所内に調理施設を設置していないため、再委託は可とする。その際、再委託の許諾願いを提出すること。

- (イ) 昼食時の飲物（牛乳等）及び午睡後のおやつは乙が提供する。
- (ウ) 食物アレルギーを持つ児童については、保護者と情報を共有し、必要な対応を行う。

ウ 保護者負担 保育料は甲で徴収し、委託料に含まない保育に必要な実費が生じた場合には、その費用は乙で徴収する。

エ その他

- (ア) 保育所の安全管理及び衛生管理については、法令等や施設の特性により、児童及び職員の安全と衛生の確保に努めること。
- (イ) 市等が実施する監査等に協力し、その指導及び指示に従うこと。
- (ウ) 甲、保護者及び乙の３者間で適宜情報共有を行うものとし、保育の充実を図ること。
- (エ) セキュリティの対応、緊急時の対応マニュアル及び緊急連絡体制を甲及び保護者に提示する。
- (オ) 保育所に勤務する職員が通勤に用いる自家用車については、病院敷地内に駐車することはできない。

(11) 費用等の負担区分

ア 保育所施設の光熱水費、電話料、施設の安全確保に伴う保守・維持管理費用については甲が負担し、日々の清掃は乙とする。

イ 保育業務に必要な備品の更新に伴う費用については、甲の負担とする。

ウ 保育業務に必要な消耗品、保育材料費、行事費及び保育児童のおやつ（昼食時の飲物代を含む。）代については、乙の負担とする。

エ 災害時における職員及び保育児童の非常食・飲料水の購入・更新費用については、乙の負担とする。なお、備蓄量は３日分を目安とする。

オ 修繕費については、施設、設備に係るものは甲の負担とし、物品は乙の負担とする。ただし、特別な事情が認められる場合は甲と乙が協議する。

カ 保育児童の健康診断に係る費用は甲が負担する。

キ 職員の給料・諸手当及び法定福利、福利厚生費用、研修費、事務費、事業費、

園児傷害保険費用等については乙の負担とする。

ク アからキまでのいずれにも該当しない費用を要する場合は、甲、乙の協議でう
え定める。

(12) 甲と乙の役割分担

項 目	甲	乙
認可外保育施設に対する指導監督	○	
入所及び保育料の決定事務	○	
保育料の徴収	○	
保育所運営（職員採用及び管理、保育内容の調整と利用者へのサービス提供）		○
施設の維持管理（施設の保守点検・法定点検）	○	
施設の維持管理（日常の施設管理）		○
包括的な管理責任	○	
一時的な災害への対応		○
損害賠償保険への加入手続		○
安全衛生管理		○
保育に係る苦情等の対応		○

ア 保育時間中の児童に関する責任は乙が負うものとする。また、保育中の乙の責務
による事故に伴う賠償については、乙が負担する。

イ 乙は、保育運営に対し、善良なる管理者の責任をもって、常に良好な状態に管理
する義務を負う。

また、施設利用者の被災又は施設に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を
行い、速やかに甲に報告しなければならない。

(13) 委託業務の基準

ア 保育所の運営については、児童福祉法、その他国の保育所通知等関係法令通達に
適合すること。

イ 保育所の維持管理を適切に行うこと。

ウ 保護者、保育児童及び病院利用者に対して言語動作に注意し、節度ある態度で業
務を行う。

エ 委託業務により取得した個人に関する情報は、適切に取り扱うこと。

オ その他委託業務の基準に関する細目的事項は、甲、乙協議の上で定める。

(14) 報告事項

ア 乙は、業務の実績を乙が定める保育日誌に記載し、翌日（休日の場合はその翌日）
に甲へ提出する。

イ 乙は、配置している保育士等の職員については、名簿（履歴書、資格証等）及び
健康診断の結果を甲へ提出する。

ウ 乙は、給食（朝食、昼食及び夕食）に関する業務を再委託した場合は、その契約

書の写しを甲へ提出する。

(15) 事業の継続が困難になった場合の措置

乙は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

また、事業の継続が困難と認められる場合には、甲と乙が協議する。

(16) 遵守すべき法令等

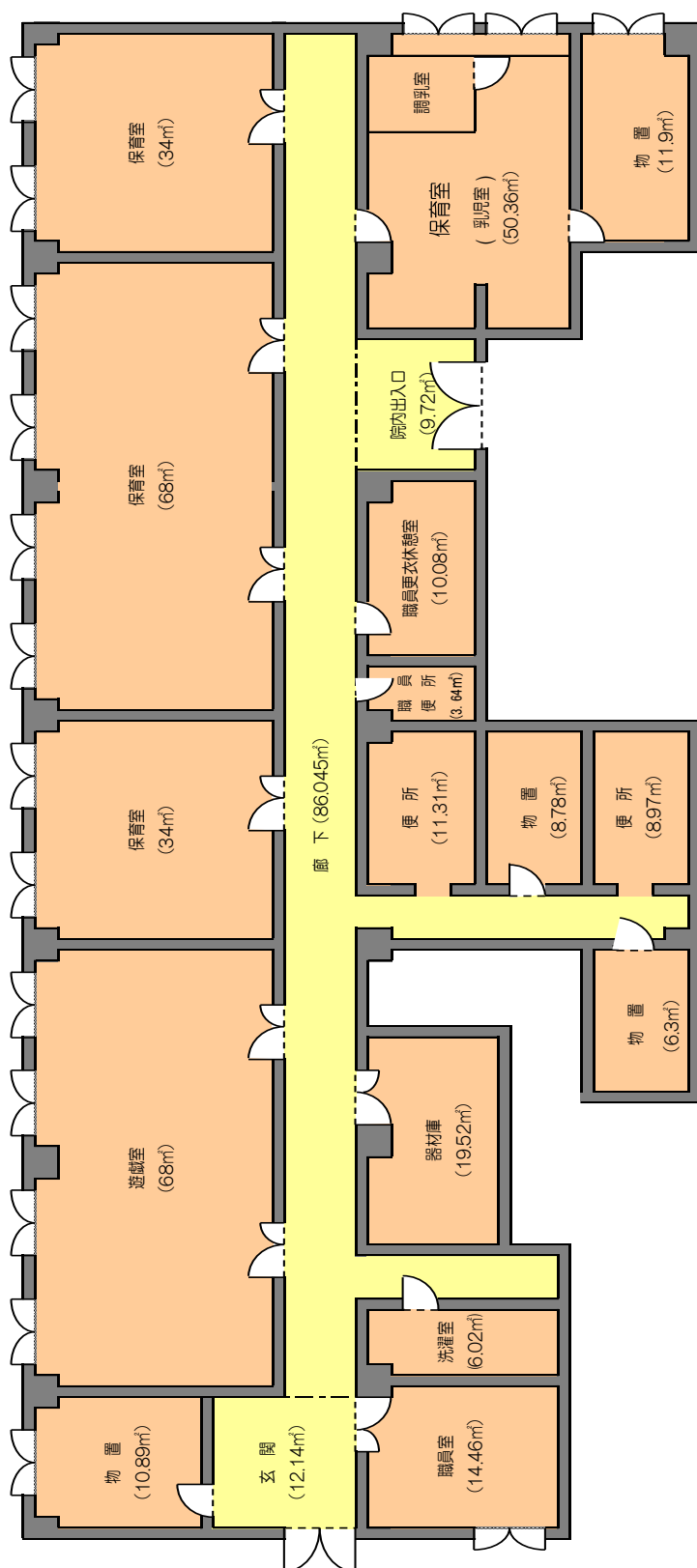
乙は保育所業務に関する法令等、旭川市条例及び旭川市病院事業管理規程等を遵守しなければならない。

(17) 再委託の禁止

乙は、本契約に定めのあるものを除き、この業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲に書面による承諾を得た場合は、この限りにない。

(18) 委託契約期間

委託契約期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。



敷地面積 474.135m²

(保育関係)

市立旭川病院保育所物品一覧

品名	数量	品名	数量
園児用イス	64	踏み台	1
園児用机	17	台車	1
テーブル付きイス	5	大型コンテナ車	2
ベビーカー	2	避難車兼用運搬車	2
ベビーベッド	5	ピアノカ	6
床頭台	2	オルガン用イス	4
演台	1	オルガン	2
鯉のぼりセット	1	ポータートーン	2
コーナーポスト	4	大太鼓	1
ライン引き	1	大太鼓スタンド	1
運動マット	3	カスタネット	1
大玉	2	小太鼓	1
紅白玉	2	小太鼓スタンド	1
玉入れボール	2	シンバル	2
綱引きロープ	2	すず	1
テント	2	タンパリン	1
平均台	2	中だいこ	1
アーチ	1	トライアングル	1
ステージ台	13	マイク	1
競技ハシゴ	1	マイクスタンド	1
クリスマスツリーセット	1	メモリーカード	1
ステージ幕	1	拡声器	1
七夕セット	1	カメラ	1
電気コード巻き	1	シアターパネルセット	1
ピストル	1	デジカメ用バッテリー	1
雛人形	1	ビデオカメラ用三脚	1
メジャー	1	ワイヤレスアンブ	1
賞状盆	2	扇風機	5
身長計	1	加湿空気清浄機	3
体重計	1	電気ポット	3
乳児用体重計	1	卓上ライトスタンド	2
写真展示ファイル	4	冷蔵庫	2
壁掛け時計	5	掃除機	1
看板	1	電子レンジ	1
掲示ボード	1	その他遊具類	1 式
鏡	1		

(事務・収納関係)

品名	数量	品名	数量
パイプイス	13	CD ラック	2
ホワイトボード	6	食器収納棚	2
会議用テーブル	3	保管庫	2
黒板	1	キッチン用隙間棚	1
事務机	2	電話台	1
事務用椅子	1	園児道具棚	3
折りたたみテーブル	1	オムツボックス棚	1
テブラプロ	1	折り紙棚	1
テブラプロアダプター	1	折り紙ボックス	1
タイムレコーダー	1	画用紙整理ケース	1
ロッカー	13	小物引出	1
クリアケース	4	ふとん収納棚	1
下駄箱	3	洋服用引出	1
食器棚	4	レンジ棚	1
本棚	4	カラーボックス	14
紙芝居用本棚	3	ローバーテーション	5